

賞与や特別報奨金だけでは無い！ こんなところまで「不合理」な格差が…。

主な格差の例

年休

正社員は採用年から20日あるが、期間社員は6年6ヶ月の勤続年数で最大20日。

正社員は計年制度で全ての年休が取得出来る一方、期間社員にこの制度は無い。正社員だけが優先的に取ることで期間社員は多くの日数が取得出来ずに流れている。

祝日に非番を指定した場合

正社員は祝日出勤しても、祝日に非番を指定して出勤しなくても賃金の135%の「祝日給」が支給される。

期間社員は祝日出勤すれば35%の割増賃金で正社員同様に思えるが、「祝日に非番を指定して出勤しなかった」場合に手当支給が無いので会社の懐は痛まない。

【メモ】労働契約法第20条

(平成24年8月23日改正、25年4月1日施行)

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、**期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。**

厚労省の施行通達では、「民事的効力のある規程」として「法第20条により不合理とされた労働条件の定めは無効となり、故意・過失による権利侵害、すなわち不法行為として損害賠償が認められ得ると解されるものであること」また「無効とされた労働条件については、基本的には、無期契約労働者と同じ労働条件が認められると解されるもの」としています。

また通達では「労働条件」について「賃金や労働時間等の狭義の労働条件のみならず、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生等労働者に対する一切の待遇を包含するもの」とし、「不合理性の判断」について「労働条件の相違について職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されるもの」としています。

同じ「4週4休4非番(週休2日制ではない)」でありながら、正社員だけが祝日がある週は3日休んで、期間社員は祝日のある週も無い週も2日しか休めないという格差の原因。

労災補償 正社員は「休業補償付加給付」により給与全額を補償。期間社員は待機期間(3日間)のみ80%の「付加給付」と格差。

病欠休暇・休職 正社員は私傷病に罹った場合も結核で1年、それ以外は90日(勤続十年上で180日)間は有給の病欠休暇があり、病休期間経過後も休職制度があった最長4年6月まで賃金補償。

期間社員の病欠休暇は完全な「無給」のうえわずか10日間しかなく、休職制度も無い。

冬期休暇・夏期休暇 それぞれ3日つつ正社員のみしか支給されない。

産前産後休暇 正社員は有給であるが、期間社員は無給。
子の看護休暇 正社員は有給であるが、期間社員は無給。

育児休業 取得要件(子の年齢)が正社員は三歳未満、期間社員は一歳未満。
寒冷地手当 暖房代補助。北関東・山梨など本州は4級地のみだが、扶養親族のある世帯主であれば17800円支給されるが、これも正社員のみしか支給されない。

年末年始勤務手当 正社員は12月29〜31日の出勤で一日4千円、1月1〜3日の出勤で一日5千円支給されるが、期間社員は無い。

扶養手当 正社員のみ支給。
住宅手当・社宅制度 正社員のみ。

早出等勤務手当 支給額が異なる
非番買上割増率 割増率が異なる
配転一時金 浦安から松戸南、行徳から浦安、最近では横浜神奈川から川崎東へと配転が行われた時、正社員に支給された。配転一時金の金額は極めて大きく、期間社員に支給されないという差別は、異動の際に期間社員が相次いで辞めた原因のひとつとなった。

年賀の局別付替え実績⇒浦安は「加算実績ゼロ」?

「インナー販売」では、レターパックなどを買って自己負担で親戚や知人に送っている現実があり、組合はこれまで会社負担への改善を求めてきた経過があります。

昨年度から会社は「年賀はがきWEB申込み」によって改善しましたが、関東の現場実態ではとりわけ、そもそも周知がなされなかったり、やり方が複雑面倒で利用しにくい、実態として自宅のPCで無いと申込みが出来ないという問題があり、ほとんど利用しなかったという状況です。

組合は昨年度の「付替えの実績」を求め、このたび関東支社は組合員の居る14局について明らかにしました。これによると、

他局から申込みまれて、自局の販売実績から減算された局は14局全てなのに対して、他局に配達させて、自局の販売実績を加算された局は、3局(船橋・千葉中央・取手)のみで、浦安局を含めた11局(浦安・松戸南・花見川・佐倉・越谷・大宮西・さいたま新都心・上尾・宇都宮中央・伊勢崎・土浦・日立)の実績は0枚でした。

どの局でも利用されていない結果が現れました。(各局の枚数は浦安支部掲示板に掲載します)

ただ、浦安局で少なくとも何人かは、このサービス利用して他局で配達させているので、何らかの理由で販売実績に反映されていないようです。

いずれにしろ、自宅申込みではネット環境が無い人、やり方を聞こうにも聞けない人も居ます。勤務時間外という問題もあり、今年度は局のPCで申込み出来る様にするか、計画で取りまとめるなどして誰でも申込み出来るようにすることが重要です。